

# 株式の分割（無償交付）に関する取締役会決議公告

平成 17 年 9 月 9 日

株 主 各 位

東京都港区東新橋一丁目 9 番 2 号  
汐留住友ビル  
セガサミーホールディングス株式会社  
代表取締役会長兼社長 里 見 治

平成 17 年 8 月 31 日開催の当社取締役会において、株式の分割(無償交付)に関し、下記のとおり決議いたしましたので公告いたします。

## 記

- 平成 17 年 11 月 18 日(金曜日)付をもって、次のとおり普通株式 1 株を 2 株に分割する。
  - 分割により増加する株式数 普通株式とし、平成 17 年 9 月 30 日(金曜日)最終の発行済株式総数と同じ株式数とする。
  - 分割の方法 平成 17 年 9 月 30 日(金曜日)最終の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を、1 株につき 2 株の割合をもって分割する。
- 配当起算日 平成 17 年 10 月 1 日(土曜日)
- 当社が発行する株式の総数の増加 平成 17 年 11 月 18 日(金曜日)付をもって、当社定款を変更し、発行する株式の総数を 400,000,000 株増加して、800,000,000 株とする。
- その他、この株式の分割に必要な事項は、今後の取締役会において決定する。

以 上

---

## お知らせならびにご注意

- (1)株主名簿に記載または記録された株主各位には、株式の分割により増加した株式数に相当する株券を追加発行いたします。ただし、1 単元(100 株)未満の株式数は株主名簿に登録し、株券は発行されません。
  - (2)実質株主名簿に記載または記録された株主各位には、平成 17 年 11 月 18 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、実質名簿およびご預託の証券会社等の顧客口座簿に記載されることとなります。
  - (3)株式の分割後の株券およびご所有株式に関するご案内は、平成 17 年 11 月 18 日にお届出のご住所にお送り申しあげの予定でございます。
  - (4)株式の分割後の単元未満株式の買取りは、平成 17 年 11 月 18 日からお取扱いいたします。
- 名義書換未済の株券をお持ちの方は、すみやかに名義書換または証券会社等で株券保管振替制度ご利用の手続きをお済ませください。なお、住所変更、改印等の届出未済の方は、至急手続きをお済ませください。
- 当社は、単元未満株式を所有の株主各位が 1 単元に不足する株式をお買い増し頂ける「単元未満株式の買増制度」を実施いたしておりますが、この株式分割に先立ちまして、平成 17 年 9 月 13 日(火曜日)から平成 17 年 9 月 30 日(金曜日)までの間、当社に対する単元未満株式の買増請求の受付を停止させていただきます。
- 名義書換、諸届け等の事務は、次の場所でお取扱いいたしております。

名義書換代理人 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号  
事務取扱所 UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部  
電話 0120-232-711 (フリーダイヤル)  
同 取 次 所 UFJ 信託銀行株式会社 全国各支店  
平成 17 年 10 月 1 日より、名義書換代理人は「三菱 UFJ 信託銀行株式会社」になります。